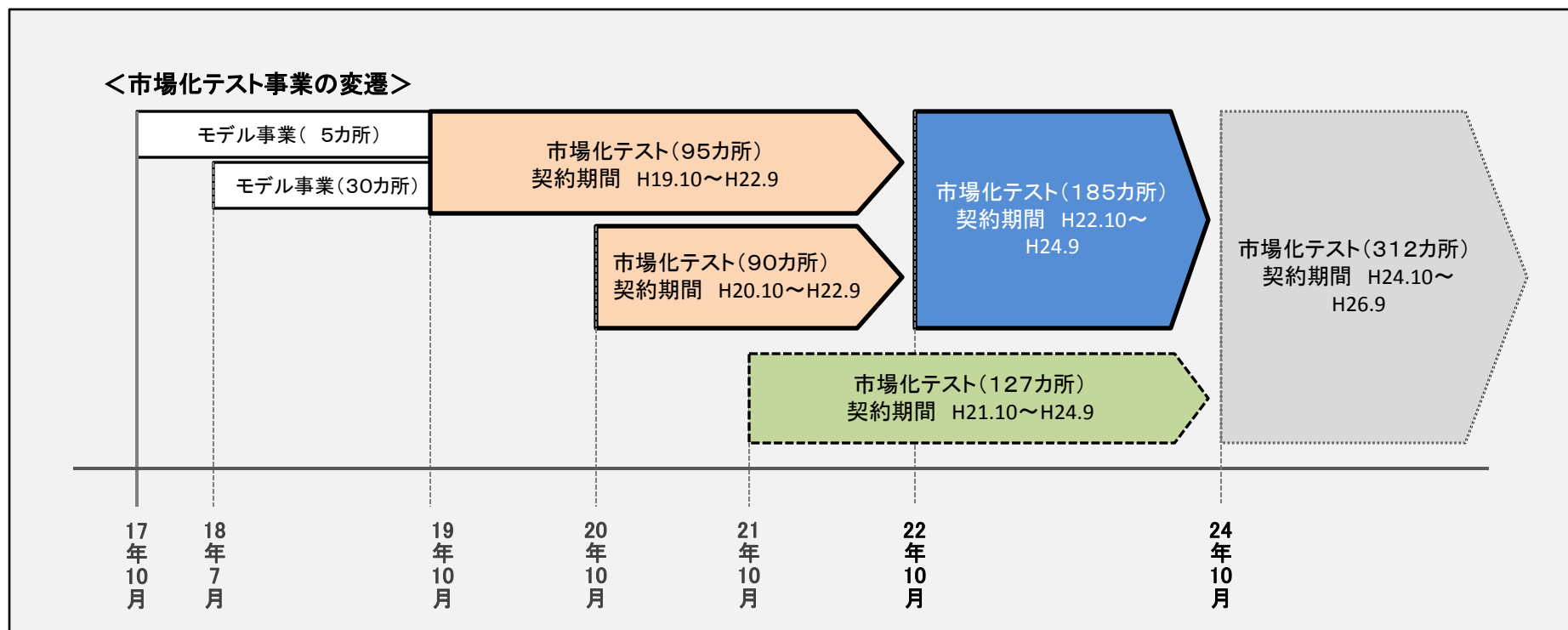


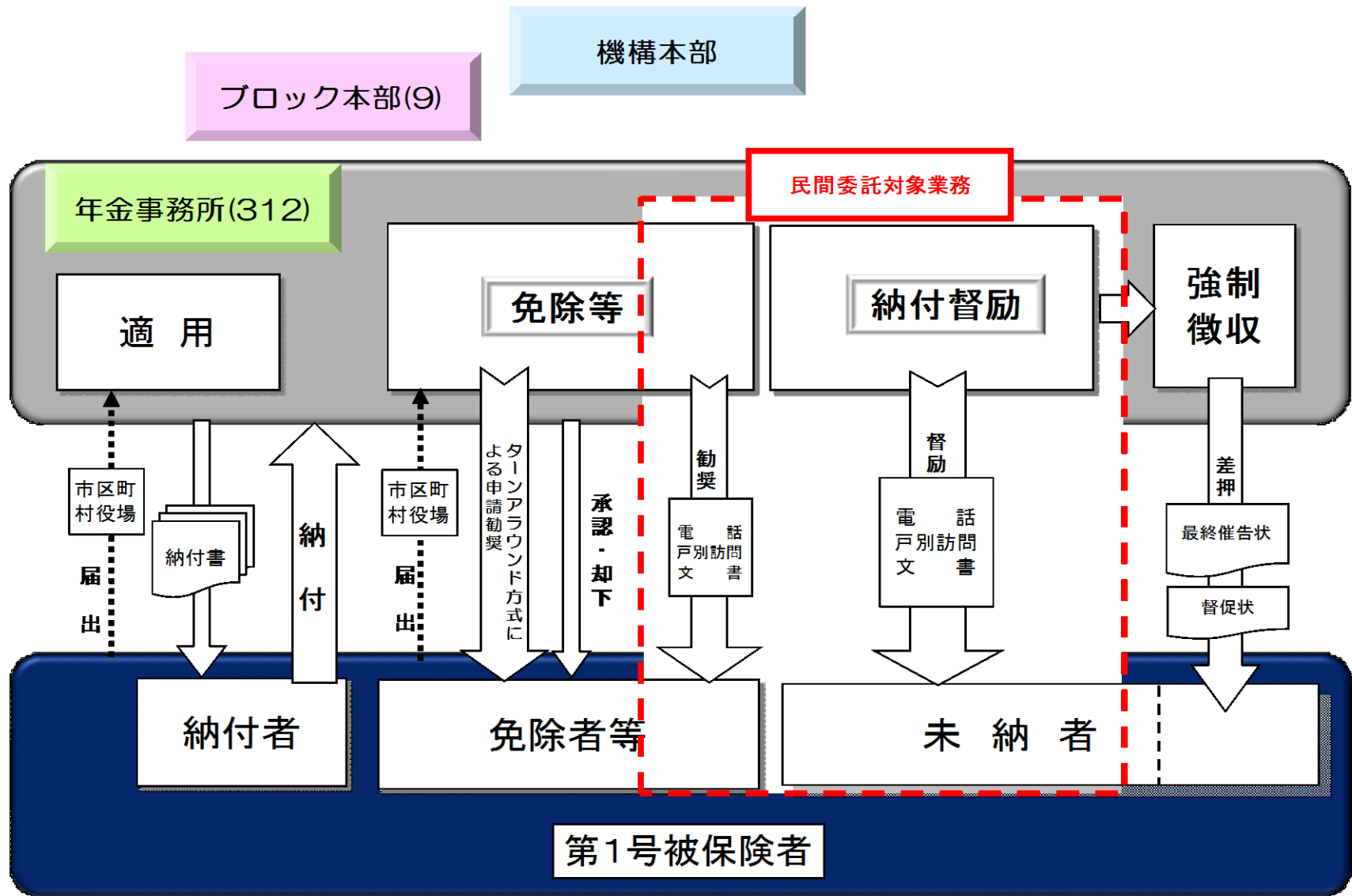
国民年金保険料収納事業（市場化テスト）の実施状況

1. 概要

- 国民年金保険料の収納事業のうち、強制徴収や免除等申請勧奨を除く納付督促業務等を包括的に民間委託し、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用する「市場化テストモデル事業」として、平成17年10月から5か所の社会保険事務所を対象に実施。
- 平成19年10月からは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく事業として、95か所の社会保険事務所を対象に実施。
- 現在、平成21年10月契約（4業者、127年金事務所）及び平成22年10月契約（3業者、185年金事務所）に基づき、すべての年金事務所で市場化テスト事業を実施。なお、免除勧奨業務については平成21年10月から民間委託を実施。



＜参考＞国民年金事業の概要図



2. 実績

1. 現年度納付率

	現年度納付率		
	平成23年3月末	平成24年3月末	増減
平成21年10月開始(127事務所)	62.8%	62.4%	▲0.3%
平成22年10月開始(185事務所)	57.0%	56.3%	▲0.8%
合計	58.7%	58.0%	▲0.7%

注1：平成23年3月末と平成24年3月末の増減については、端数処理の関係から合致しない。

注2：平成21年10月に委託した事業者に対しては、平成23年4月に業務改善計画の作成を指示し、5月以降定期的にフォローしている。

2. 達成目標の達成率

実施年度	年度区分	達成目標	実績	達成率
平成21年10月開始(127事務所) (平成22年5月～平成23年4月)	現年度	5,691,137月	2,756,191月	48.4%
	過年度1年目	4,858,596月	3,344,715月	68.8%
	過年度2年目	1,861,120月	1,259,043月	67.6%
	免除等承認	1,912,409月	1,754,970月	91.8%
平成22年10月開始(185事務所) (平成22年10月～平成23年4月)	現年度	8,178,618月	5,102,518月	62.4%
	過年度1年目	1,725,827月	2,250,210月	130.4%
	過年度2年目	1,416,668月	1,610,854月	113.7%
	免除等承認	1,036,808月	1,127,768月	108.8%

3. 納付督促手法別の実施状況

(1) 納付督促全体における手法別の割合

平成21年10月開始（平成22年5月～平成23年4月）

電話督促 80.10%	文書送付 15.40%	戸別訪問 4.10%
----------------	----------------	---------------

平成22年10月開始（平成22年10月～平成23年4月）

電話督促 68.20%	文書送付 22.90%	戸別訪問 8.90%
----------------	----------------	---------------

<参考> 旧社会保険事務所(127事務所)平成20年5月～平成21年4月

電話督促 14.10%	文書送付 30.60%	戸別訪問 55.30%
----------------	----------------	----------------

(2) 滞納者一人当たりの一ヶ月当たりの督促回数

実施年度	電話	文書	戸別訪問	合計
平成21年10月開始(平成22年5月～平成23年4月)	0.25回	0.05回	0.01回	0.31回
平成22年10月開始(平成22年10月～平成23年4月)	0.21回	0.07回	0.03回	0.30回
<参考> 旧社会保険事務所(平成20年5月～平成21年4月)	0.05回	0.10回	0.18回	0.33回

3. 国民年金保険料収納事業（市場化テスト）の評価

○ 国民年金保険料収納事業については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づき評価を行うこととされており、平成24年2月に内閣府（官民競争入札等監理委員会）が行った評価の概要は以下のとおり。

1 実施状況に関する評価

- ・ 要求水準の実績（達成率）は、21年度開始分では、どの年度区分等（現年度、過年度1年目、過年度2年目、免除等承認）においても、達成率が100%未満であるが、22年度開始分では、現年度を除き、達成率が100%を超えるなど改善が見られる。
- ・ 納付督促の実施手法別の実施件数をみると、21年度開始分では電話督促は大幅に増加しているが、戸別訪問による督促件数は激減し、実施件数合計でも減少するなど、量（規模）の面で必ずしも十分な実施体制とはなっていない。

2 今後の事業について

①要求水準（達成目標）の見直しについて

これまでの納付率低下の要因を分析し、実績や経済状況等も織込んだ上で、現実的に受託民間事業者が達成可能な水準（かつ納付率の低下傾向に歯止めをかける水準）を設定することが求められる。

②効果的な納付督促の実施について

督促業務を行うための一定の量（規模）を確保する観点から、戸別訪問に最低限必要な訪問員の設置数や督促頻度の引き上げなど実施体制の強化について検討を行う。

③安値入札の是正

これまでの安値入札の状況を見ると、まだまだコストをかけて実施体制を改善する余地があると考えられる。このため、本事業において期待する実施体制（督促業務を行うための一定の規模）を明示した上で、適正な価格での入札参加を促す必要がある。

④連携の強化、準備期間の十分な確保

機構本部（及び年金事務所）の指導体制をこれまで以上に強化するとともに、受託民間事業者からの声を吸い上げ、分析・活用できる体制をとることで、双方向から実施体制の強化を図る。

4. 国民年金保険料収納事業（市場化テスト）実施要項の見直し

- 平成24年10月の契約更改に向けて、6月末に業者選定を行うこととしており、民間競争入札の実施に関し定める「国民年金保険料収納事業（市場化テスト）実施要項」の見直しを行ったところである。
なお、実施要項の見直しは、内閣府（官民競争入札等監理委員会）の評価・意見を踏まえて行ったものである。

（実施要項の主な変更点）

1 納付督促方法等の見直し

①納付督促の手法

電話（オペレータ架電）、訪問、文書督促を必須項目とする。

②納付督促の頻度の見直し

滞納者すべてに対して少なくとも3カ月に一度の頻度で督促を実施する。（平成22年10月契約では6カ月に一度の頻度）

2 達成目標等の見直し

受託事業者に示す達成目標（現年度、過年度、免除等）について、機構の目標やこれまでの実績等を踏まえて見直す。

3 成功報酬等の見直し

委託費の増減額措置について見直しを行うとともに、口座振替やクレジットカード納付獲得に対する成功報酬を、1件獲得につき2,000円に見直す。（平成22年10月契約では1件獲得につき1,500円）

4 実施体制の強化

戸別訪問員の必須配置数を滞納者1.5万人当たり1名の配置に引き上げる。（平成22年10月契約では、滞納者2.5万人当たり1名の配置）

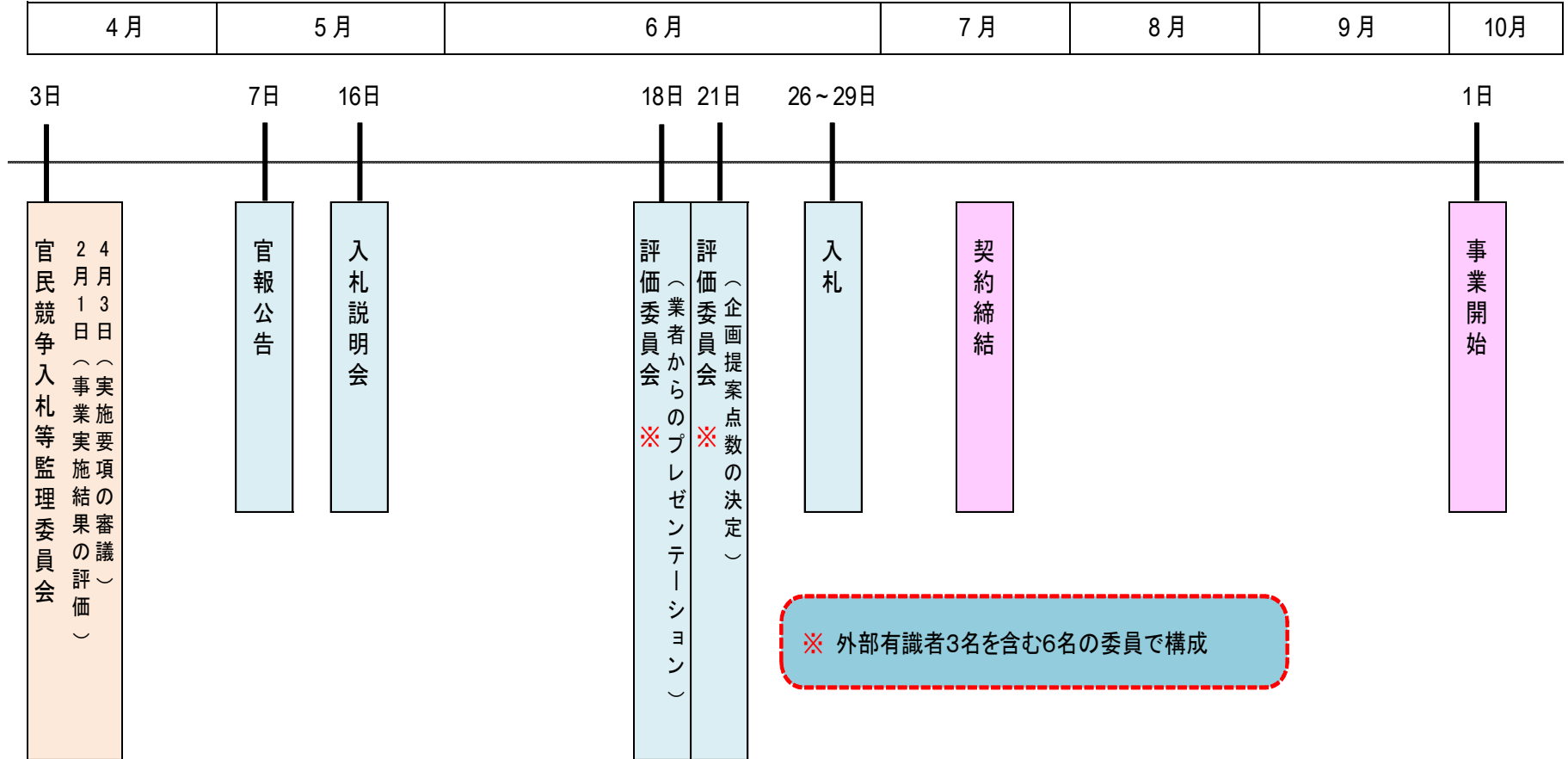
5 管理体制の強化

受託事業者の業務実績が最低水準を下回った場合等の指示・指導権限を、契約者（日本年金機構本部国民年金部長）に加え、ブロック本部適用・徴収（業務）支援部長にも付与する。

6 評価基準の見直し

民間事業者のより質の高い企画提案を評価できるように評価基準（技術評価点の配分、加点項目）を見直す。

平成24年 市場化テスト事業契約更改スケジュール



<参考>

公共サービス改革（市場化テスト）について

官民又は民間競争入札を活用し、公共サービスの実施について、民間事業者の創意工夫を活用することにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現する。

<<所管法令>>

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年制定）

<<担当官庁>>

内閣府（公共サービス改革推進室）

<<市場化テスト事業の実施プロセス>>

①対象事業の選定

「公共サービス改革基本方針」（毎年閣議決定）の改定により定める。

②実施要項（仕様書）

各府省等が作成し、**官民競争入札等監理委員会**（委員長：落合誠一(中央大学法科大学院教授)）の議を経る。

③事業の評価

内閣総理大臣が評価を行い、結果を公表。必要に応じて「公共サービス改革基本方針」の改定。

